

中日本高速道路（株）における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和4年4月5日

中日本高速道路株式会社

1. はじめに

(ア) ガイドラインの目的

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年3月17日変更）、以下「対処方針」という。）をはじめとする政府の諸決定を踏まえ、高速道路事業における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について整理したものである。

なお、本ガイドラインの記載事項は、新型コロナウイルス感染症の収束や、さらなる感染拡大等の情勢の変化に応じて見直しを行うものとする。

(イ) 感染防止のための基本的な考え方

多くのお客さまが利用される高速道路を運営する事業者として、下記を目的とした対策を講じる。

- ① 高速道路を利用されるお客さまへの感染を予防すること
- ② 基幹インフラである高速道路機能を維持するために、当社社員・グループ社員（以下、社員等）の感染による機能停止を防止すること（業務継続）基本的な感染防止策（三つの密の回避、人と人との距離の確保、正しいマスクの着用、手洗いなどの手指衛生、換気の徹底等）は維持・徹底することとする。
- ③ 社会全体の感染拡大防止に寄与すること

2. 高速道路を利用されるお客さまへの感染予防対策（料金所・休憩施設）

高速道路は日々多くのお客さまが利用されることから、その方々に感染を拡大させないことが重要である。

特に、お客さまと社員等の接点となる料金所、お客さまどうしの密状態が懸念される休憩施設において、徹底した対策の継続が求められる。

(ア) 料金收受業務における感染予防対策

① 消毒・マスク着用等

お客さまと接する社員等へは、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、手指の消毒や正しいマスクの着用を徹底する。

ウイルスが付着した可能性のある場所の洗面所備品、トイレ、ドアノブ、ゴミ箱、などの共有設備については、定期的に洗浄・消毒・換気を行う。

② 換気の徹底

料金所においては、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）に努める。

以上の換気に加えて、下記項目を推進していく。

- ・CO2 測定装置の活用を推奨。(1000ppm 以下を目安)
- ・HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も検討する。
- ・乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿する。

③ 意識向上

社員等に対し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組みを行う。

④ 料金所の運用

社員等が感染者や濃厚接触者となった場合には、各料金所の交通状況や代替要員の確保状況などに応じ、レーン運用や勤務体制を見直すなどして、料金所の機能を確保していく。

(イ) 休憩施設における感染予防対策

① 社員等の健康管理

休憩施設に関わる社員等は、お客さまへの感染リスクがあるため、日々の体調管理（検温）を実施し、体調不良等の場合、勤務を見合わせるなどの対応を行う。

② 消毒・マスク着用等

お客さまと接する社員等へは、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、手洗い、うがい、手指の消毒や正しいマスクの着用を徹底し、咳エチケットを遵守する。

ウイルスが付着した可能性のある場所の洗面所備品、トイレ、ドアノブ、ゴミ箱、椅子、テーブルなどの設備（お客さま向け、社員等向け）については、定期的に洗浄・消毒を行う。消毒方法については、目的にあった製品を正しく使用する。（※参照：厚生労働省HP 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html）その際、清掃に関わる社員等は、手袋を着用する。

③ 換気の徹底

休憩施設においては、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）に努める。

以上の換気に加えて、下記項目を推進していく。

- ・CO2 測定装置の活用を推奨。(1000ppm 以下を目安)
- ・HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も検討する。
- ・乾燥する場面では、湿度 40%以上を目安に加湿する。

④ 意識向上

社員等及びお客さまに対し、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を 8 割減らす 10 のポイント」や『「新しい生活様式」の実践例』を周知するなどの取組みを行う。

⑤ ソーシャルディスタンスの確保

休憩施設のレジやトイレなど、混雑期に行列の発生が懸念される場所については、足元へのソーシャルディスタンスの目安（できるだけ 2 m、最低 1 m）を示すなどの取組みを行う。

お客さまとの接触を回避するため、レジ・インフォメーションに飛沫防止シートの設置を行う。

お客さまと接する社員等とお客さまの感染防止するため、レジでの金銭授受をトレーで行い電子決済を推奨する。フードコート等での商品受け渡し時の大声での発声は行わない。

お客さま同士の感染拡大を防止するため、フードコートにおいてお客さま同士が真正面の配置を避けるような座席配置、パーテーションの設置、客席の間引きを行う。

⑥ 密状態の回避の啓発

定期的な換気の実施や「3密」回避の啓発ポスターなどをお客さまの目につきやすい場所に掲出し、密状態の回避を啓発する。

⑦ 消毒液の配備及び手指消毒、マスク着用の啓発

営業施設の出入口にお客さまが利用できる消毒液を配備し、ポスター等により手指の消毒、マスクの着用をお願いする。

⑧ その他

・ハンドドライヤー設備は、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることが確認できる場合には、使用を可能とする。

・感染状況や社会的要請を踏まえ休憩施設内のテナントの営業時間変更等を柔軟に対応する。

・新型コロナウイルスに関する広報を行う。(デジタルサイネージ、ポスター、放送等)

・休憩施設等で行う大規模イベント開催の自粛を行う。

- ・社員等に感染が確認された場合は、保健所等の指導に基づき、施設の消毒作業等を実施するほか、当社ウェブサイトへの掲載等による情報提供を実施する。
- ・トイレでは、手洗いを徹底し、共通のタオルの利用の禁止、個人用タオル等の持参を徹底する。
- ・ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗う。鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗等における各地域通知サービスの登録（COCOAをマナーモードで使用する際には、電源及びBluetoothをonにする）を推奨する。また、可能な場所では、利用者のQRコード読取システムへの登録を奨励する。
- ・業務で使用する車輦内部でも正しいマスク着用、会話を控え、換気の徹底を図る。
- ・発熱等の症状により体調が優れないお客さまへは、休憩施設のご利用を控えて頂くようにポスター等で案内する。

3. 道路機能維持に必要な感染予防対策（社員等の感染防止）

高速道路は、24時間その機能を維持する事が求められており、社員等の感染によって機能停止に陥ることや、安全・安心が損なわれてはならない。

そのため、社員等の健康管理や、万一の感染者が発生した場合においても感染拡大によって道路機能が極力損なわれないように備えることが必要である。

（ア）社員等の健康管理

① 手洗い・うがい等の徹底

デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、感染症予防の基本となる手洗い・うがい・咳エチケット（正しいマスクの着用等）を徹底する。

② 体調管理の徹底

出勤前後に発熱等の風邪の症状が見られるときは、勤務を見合わせ、外出を控える事を徹底し、周囲に体調不良が見受けられる者が発生した場合には、休養を勧め医療機関への受診を促すことを徹底する。

また、新型コロナウイルス感染症が疑われるような場合、社員等に症状が無くても感染した者との濃厚接触がある場合には、最寄りの保健所又は医療機関へ連絡するとともに、その指示（自宅待機等）に従うものとし、所属長を通じ、人事担当部署へ報告することを社員等に徹底する。

③ 感染予防物品の社内配備

マスクの配布や消毒液の社内配備等により、社員等の感染を予防する。

(イ) 通勤に伴う感染の防止

通勤者数を抑制するため、テレワーク勤務や休暇取得を促進する。また、通勤する場合は、全ての社員等（交替制勤務者を除く）に対して、時差出勤（始業・終業時刻の変更）を奨励する。

(ウ) 勤務時の感染予防対策

① テレワーク・電子決裁の促進

内勤を主とする事業所の社員等（交替制勤務者を除く）に対して、テレワーク勤務（サテライトオフィス勤務を含む）や時差出勤の活用により、人との接触機会の削減に努める。なお、休暇の活用を含め、出勤者数の抑制に向け継続的に取り組み、電子決裁を奨励し推進する。

② テレビ会議の活用（出張の抑制）

テレビ会議システムを活用し、多人数での会議や不要不急な出張を抑制する。

③ 密状態の回避等（ソーシャルディスタンス、換気等）

密状態を回避できるような執務室の環境づくりに留意する。

会議室の席の間隔をできるだけ2m（最低1m）や、密室状態を作らないことなどを啓発する。

④ 換気の徹底

適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上）に努める。

以上の換気に加えて、下記項目を推進していく。

- ・CO2測定装置の活用を推奨。（1000ppm以下を目安）

- ・HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的併用も検討する。

- ・乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿する。

⑤ 交替制勤務の接触防止

料金收受や、交通管理等の交替制勤務の社員等においては、引継ぎ時の対面による接触の削減等により社員等間の感染予防対策を徹底する。

⑥ 分散勤務

交替制勤務とならない業務においては、執務室の分散等も奨励する。

⑦ 休憩場所・設備・器具等の共有物

共有物・共有空間を介しての感染が拡大しないよう、共有物を減らす。
・休憩・休息の際はできるだけ2mを目安に最低1m正面から距離を確保し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知し、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする。

・食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用する。

・共用する物品の定期的な消毒をする。

(エ) 24時間継続業務の業務継続計画

交通管制、道路巡回等の24時間の業務継続が求められる職種については、社員等に新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合を想定した業務継続計画に従い業務を継続する。

4. 工事等における感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮し、受注者の意向を確認して必要な措置を講じる。

(ア) 工事及び調査等の一時中止措置等の対応

(イ) 学校の臨時休業に伴う建業法上の取扱い緩和

(ウ) 中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮

(エ) 入札契約手続きの取組み

① 入札公告等からの期間の確保（延長）

② 対面でヒアリングを行う場合は、感染拡大防止策を徹底

(オ) 施工管理業務の勤務形態に関する臨機の措置（勤務場所の変更等）

(カ) 工事及び調査等における接触機会の削減

① ウェアラブルカメラ等を用いた遠隔臨場

② Web会議システム等を用いた工事のしゅん功検査・品質管理中間検査及び調査等業務の完了検査、業務の打合せ

5. 中日本高速道路（株）及びグループ会社が提供するその他サービスにおける感染予防対策

温泉施設、旅行業等における感染予防対策については、休憩施設における感染予防対策に準じて行う。

6. 感染拡大防止の社会的要請に応じた取り組み

高速道路ネットワークや、多くのお客さまが集まる休憩施設を運営する当社の特性を活用し、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、集客施設（休憩施設）等における情報提供設備やウェブサイト、SNS等の各種情報提供ツールを活用した意識啓発等により、社会的要請に対応できるよう取り組む。